

建設水道常任委員会記録

平成30年12月26日(水)午前9時59分～午前10時42分(9階908会議室)

○出席委員(8名)

委員長	大平 洋人	副委員長	梅津 一匡
委員	川又 康彦	委員	鈴木 正実
委員	白川 敏明	委員	村山 国子
委員	須貝 昌弘	委員	栗野 啓二

○欠席委員(なし)

○案件

所管事務調査「浸水対策に関する調査」

- 1 調査のまとめについて②
- 2 その他

午前9時59分 開 議

(大平洋人委員長) それでは、ただいまから建設水道常任委員会を開会いたします。

それでは、調査のまとめについてを議題といたします。

前回の委員会では、調査のまとめといたしまして、これまでの意見開陳の内容を正副手元で項目に分けて整理をいたしまして、その内容をもとに、調査全体に対する意見開陳をいただきました。

本日の予定といたしましては、前回までの内容を踏まえ、提言の方向性についてご協議いただきたいと思います。

では、お手元に配付しております資料1をご確認いただきたいと思います。こちらは、これまでの意見開陳で委員の皆様から出された意見をもとに、4つの提言の案としてまとめたものになります。資料の左側のほうでございますけれども、これまでに出了された意見の主なものについて、雨水対策計画の必要性に関する意見、エリア分けに関する意見、雨水対策の手法に関する意見、内水対策の強化に関する意見、専門的知見の活用に関する意見、市民への意識啓発に関する意見、情報収集、情報発信に関する意見の7つに分けておまとめいたしました。また、それらの意見と前回の委員会での意見開陳の内容を踏まえ、導き出されました提言の方向性について、資料1の右側の提言1から提言3というところでまとめさせていただきました。

資料の1をごらんいただきたいと思いますが、大きく5つに分けたご意見の中から、資料右

側の提言（１）の案といたしまして、総合的な雨水対策事業の推進についてとし、提言（１）の①として雨水対策計画の策定について、②として内水対策の取り組みの強化についてを提言してはいかがかというものになります。

提言の内容を読み上げさせていただきますと、雨水対策計画の策定についての（１）として、気候変動に伴い、いつ、どこでも発生し得るゲリラ豪雨から市民の生活を守り、浸水被害の軽減を図るため、対策のあり方、目標設定、基本方針や施策の方向性など本市としてどのような方針のもとに実施していくか明確にするとともに、行政、市民、事業者等が課題を共有し、それぞれが主体性を持ちながら一体的かつ計画的に取り組むための方針を示す総合的な雨水計画の策定をすべきである。（２）として、計画の策定においては、庁内連携のみならず、市民や企業などの連携についても十分に検討すべきである。（３）としまして、雨水対策において専門的知見の活用は重要であることから、計画策定はもとより、雨水対策ワークショップの開催等の市民参加の手法についても、大学との連携において検討を進める仕組みをつくるべきであるといったような内容になっております。

次に、内水対策の取り組みの強化についてであります。これの（１）として、内水対策の基本となる内水ハザードマップについて早急に作成し、市民への周知の仕方や活用してもらうための取り組みについてもあわせて検討すべきであると。（２）としまして、雨水を一遍に流出させない仕組みについては、本市の状況に見合った重点エリアの設定や雨水流出抑制のためのさまざまなメニューの設定について、大学との連携や市民との協働の視点を重視して十分に調査研究を進めるべきであると、こういった内容になっております。

資料１の２枚目、市民への意識啓発に関する意見の中から、資料右側の提言（２）の案といたしまして、（１）としまして、予測が難しい突発的な水害に対し、市民の自助、共助の取り組みが重要であることから、ポンプ場等の開放による見学会の開催や出前講座等の積極的な開催により、過去の本市の水害の事例などを効果的に発信することで、市民の水害に対する意識の醸成に取り組むべきである。（２）として、子供たちへの水害意識醸成のための防災教育について積極的に取り組むべきであるということ。（３）として、雨水流出抑制のための市民向けの補助制度の創設について調査検討を進めるべきであるといった内容になっております。

最後に、情報収集、情報発信に関する意見の内容から、資料右側の提言（３）の案といたしまして、（１）として、水位計の設置箇所の増設により、水位情報の総合的な管理とデータの収集、分析を行うなど、市民にわかりやすい情報収集、発信の仕組みを構築すべきである。（２）として、GISによる水害リスクの見える化について、関係各課と協議の上、導入の必要性について検討すべきであるといった内容になっております。

それでは、提言の内容について、修正や追加項目などにつきましてご意見をいただきたいと思っております。

それでは、よろしくお願ひ申し上げます。

(村山国子委員) 提言の(1)の①のところ、これは誤字なのですけれども、2行目のところ、浸水被害をではない、浸水被害のですね。軽減を図るため。あと、(1)の②だったのですけれども、最後の締めが十分に調査研究を進めるべきであるというふうになっているのですけれども、もう既に被害が起きている場所があるわけなので、やっぱりここは、被害に対しては早急に対策を行うとともに、大学の連携とか、そういう市民の協働に対しては、こういう文言でもいいかと思うのですけれども、実際に起きている被害に対しては早急に対策をとれというふうに提言したほうがいいのではないのかなと思うのですけれども。

(大平洋人委員長) では、行うとともにということ。対策を行うとともに。

(村山国子委員) 本市の状況に見合った重点エリアの設定やさまざまなメニューの設定について、その調査研究を進めるべきであるというふうになっているので、もうこれは早急に対策を行えと言ったほうがいいのかなと。

(大平洋人委員長) 対策を検討すべきであるということね。

(村山国子委員) はい。調査研究を進めただけではちょっと足りないかなという気がしたので、対策を進めろというふうに言ったほうがいいのかなと。

(大平洋人委員長) 対策検討ということでもいいかい。対策検討すべき……

(村山国子委員) 検討ではない、対策をやれと。

(梅津一匡委員) 対策を講じるとともに。

(村山国子委員) そうそう、そうそう。

(栗野啓二委員) 頭に何か、過去の被害に対するというのを何か入れないと、何に対してやるかわからないですよ。

(村山国子委員) 左側にあるので、これは……

(栗野啓二委員) だから、今村山委員の言ったやつは、頭に何か、過去に起きた事例とかという部分を入れないと、何をやるのかわからなくなってしまいます。

(村山国子委員) 左側に祓川とか平野の上流とかというのがあるので。

(大平洋人委員長) それをここに入れていながら、ここにたどり着くようにといいますか、結論としては、ではそのように進めるというか、対策を進めるということに。

(梅津一匡委員) ちょっと整理させてもらおうと、雨水を一遍に流出させない仕組みについては、過去の事例をもとにとかというような文言を頭に入れて、そこから、本市の状況に見合った重点エリアの設定やという形でつなげていけばよろしいですよ。そういうことで整理してよろしいですよ。

(村山国子委員) はい。

(梅津一匡委員) 過去の被害、被害状況等々。

(鈴木正実委員) 今のところで1ついいですか。ついて、大学との連携と、大学との連携が先に来ているのですけれども、これはまず市民との連携が先で、大学の連携はその後での補完的な意味合いな

のではないのかな。

(粟野啓二委員) 俺も大学との連携って要らないような気がするのだけれども。

(村山国子委員) 上で専門的知見とかとなっているからね。

(鈴木正実委員) とりたててこの関係、流出させない仕組みについて、大学との連携の中では話は特別なかったと思う。逆に、民間の中でやっていく考え方とかでやっていくべきことで、大学の連携は余り意味がないのかな。

(大平洋人委員長) では、この大学の、今ご意見いただきましたけれども、大学のこの文言について、何となくちょっと、むしろ外すというようなお話も出ていますが、それ以外の皆さんからどうでしょうか。

(村山国子委員) 上に大学の連携がこうなっているので、ここは外しても、対策、取り組みの強化についてだから、やっぱり市とか市民とかの状況になるのかなという気はしますね。

(鈴木正実委員) もう具体的な方向づけになるわけではないですか。村山委員の話と同時に。

(大平洋人委員長) これちょっと、大学云々のところなのですけども、どうですか。今発言なさっていない方は。一方的になってはだめだから。

(川又康彦委員) 参考人の聴取で福島大学の先生のほうからお話伺って、大学の方のそういう知見が重要だということは改めて認識したところであると思うのですが、ここの提言1の2に入れるかどうかというのは、今いろいろお話しになった中で、むしろお話の中だと、提言2の中に取り組んだほうがいいのかなどという。中に大学との連携というか、連携なのかどうかわからないですけども、どうやって地域住民の方と連携していくのかという方法論について大学の知見を活用するというのはあるのかなとは考えます。

(村山国子委員) (1)の①の(3)でワークショップの開催とか、手法についても、大学との連携において検討を進めると、こういうふうに入っているのです、大学の連携というのが。だから、ここを出ているからという。

(粟野啓二委員) ②は要らないのではないかという話。

(大平洋人委員長) なるほど。

(川又康彦委員) 提言1の①なのか②なのかはあれなのですけども、うちの話の中でも、意見開陳の中でも、エリア分けという部分というのは非常に重要なのではないかという話がずっと出ていた中で、この提言の中にはそのワードというのがちょっと抜けているのかなという気がしたので、ハザードマップつくった後でエリア分けということの必要性を出すのか、雨水対策計画の策定の部分でエリアごとに計画を考慮しながらつくらなければならないとかという言葉で入れるのか、どちらかはちょっとはっきりしないのですけれども、それはちょっと抜かせないのかなという感じがした。

(大平洋人委員長) エリア分けということね。これは、確かに意見として、左側のほうですけども、これまで出てきた文言でございますので、これは入れていくという方向がいいのかなとは思いますが

れども。

(粟野啓二委員) 川又委員のやつは、どこに入れればいいか。

(川又康彦委員) 計画の中で、計画としてエリア分けの計画をつくるというふうに持っていくのか、もしくはハザードマップを踏まえて、それをしないとどこかわからないわけで、そこからハザードマップを踏まえてエリアごとの対策をしなければならないという方向に持っていくのか、そちらがちよっとはっきりしないのですけれども。

(粟野啓二委員) ただ、左側のやつ見ると、その部分については計画でなく実施部分での……

(川又康彦委員) 対策の部分なので、ハザードマップを踏まえてエリアごとの対策をしなければならないというふうに持っていったほうが自然なのか、ちょっとその辺が、どんなものなのかな。ハザードマップ自体も雨水対策の前提になる部分ではあるとは思うのですけれども。シミュレーションしたハザードマップ。できればシミュレーションという言葉も入れてもらいたいのですけれども。

(大平洋人委員長) シミュレーションという言葉ですね。

(川又康彦委員) ハザードマップをつくる際には当然シミュレーションしないとハザードマップつくれないのですけれども。

(粟野啓二委員) その件で、関連で、今言ったその手法の中で、今これ(1)の2に当たるのかどうか、あれだけれども、さっきから出ているシミュレーションの方法論云々というのが出てくるときに、この部分でのやつがどこか頭に、計画の中に出てくるのかという部分でないと、対策に結びつかないのではないかなと思うのだけれども。かなりさっきのやり方の問題とシミュレーションの問題は出てくるのだけれども、ハザードマップつくるときには、おっしゃるように、これがないとできないはずだから、だからここにあるように、100ミリの安心プランとか何かというのを基本にやるのかという部分に、どれを主眼にするのかなというのがちょっとこの部分では提言に入っていないのではないかなと思って。いろんな方法はあるけれども、100ミリでいいのかどうかは別だよ、これ。

(川又康彦委員) そうですね。何を前提で始めるのかというのは、今ある洪水のハザードマップを通じて、あれをベースで計画を立てていくのか、そういうつもりなのか、その部分については言及したほうがいいのかもしれない。

(粟野啓二委員) 国土交通省で言っているやつがどっちなのか、100ミリも言っているのだけれども、福島の場合はそんなに過去の災害が少ないからという……

(川又康彦委員) 100ミリでは多分……

(粟野啓二委員) だから、その辺はもっと下なのか、この間の大学の先生が言ったのは、推定できないというのだよね、結局は。そのあれは。過去のデータ使うと低くなってしまうと。60ミリになってしまうと。その辺が僕らも今回のいろんな検証の中で出せないわけだ。データがないから。その辺なのだよね、結局。あくまでも視察に行ったときの100mm安心プランというのは出たので、ここに私の発言で言ったのだけれども、そういう部分で、それがいいのかどうかだ。

(大平洋人委員長) でも、前提がないと……

(粟野啓二委員) シミュレーションもできないし。

(大平洋人委員長) まともできないということになりますので、その辺は視察の知見を取り入れながら、それが整合性を持てるように、何かおかしくなってしまうとまずいから。

(梅津一匡委員) その関係ですと、であれば一つのご提案なのですけども、100mm安心プランなどを導入している自治体もあります、本市としてはどのような水量での判断にするのかというような、そういうことも踏まえて、含めて検討を進めて、シミュレーションしていけという流れにすればいいのかなと思います。国土交通省の基準が2つあるとか、いろいろ、それは国のほうであって、どっちを市が採用するのかというのは、市のほうで検討、検証もしていけないといけないと思うので、それをして、なおかつシミュレーションをどうするかも検討しなさい、そしてその後ハザードマップをつくりなさいという流れにつなげていけば、シミュレーションという文言も入れられますし、どうなのでしょう。そういう方向でどうでしょうか。

(粟野啓二委員) 基準値がないのなものな。

(梅津一匡委員) 基準値をまず自分たちで明確に考えなさいと。

(川又康彦委員) 自分たちで決めましょうと、考えましょうと。

(梅津一匡委員) 検討しなさい、早急にしなさいよということでどうでしょう。

(大平洋人委員長) いかがですか。何かありましたら。

(粟野啓二委員) 結局シミュレーションをするための目的地というのは、そういうのはないから、それを何か、今副委員長おっしゃったような形で見つけないと、シミュレーションもできないし、ただ今やっているやつがどういうシミュレーションかもよく数字がわからないのだよね。その辺も含めて、今おっしゃるようなので私もいいと思いますけれども。

(大平洋人委員長) このようにちょっとまとめ方の手法につきましてお話をさせていただきますが、これに関して、関連して何かございますか。大丈夫ですか。そのような形でちょっとまた再度検討させていただくと、正副のほうでやらさせていただきたいと思いますけれども。

須貝委員、大学の件、確認なのですけども、流れとしては、大学のあれは(1)の②から外してもいいのではないかというようなお話もちょっと出たのですが、ご意見ございましたら。

(須貝昌弘委員) 私もこれ提言1の①の(3)に大学との連携で検討を進めるべきであるということが入っているので、あえてここに入れなくてもいいと思います。

(大平洋人委員長) では、皆様さんご意見一緒ということで、ここからは消えますよということで。白川委員もよろしいですか。そんな流れでよろしいかなというような感じがいたしましたけれども、あと(2)、(3)のほうも含めまして、何かございますでしょうか。流れ的なものもありますけれども、(2)、(3)も何かご意見ございましたら、まとめるにあたりまして。

(川又康彦委員) (1)、①の(2)のほうで、市民や企業などの連携についてという部分で、これ

は金沢の条例関係というのを前提にした部分だと思うのですけれども、村山さんなんかかなりその部分について強く押していたのですけれども、このぐらいの表現で大丈夫なのかなと思って。

(粟野啓二委員) 条例つくれと言うのか。

(川又康彦委員) そこまで、どうなのかな、踏み込むのかなと思ったのですけれども。

(村山国子委員) できればやっぱり条例があることによって企業がそういうことを進めてきたというがあるので、やっぱり福島市の意識づくりという点でも、企業の、やっぱりそういうのは必要かなと思います。

(粟野啓二委員) ここにもあるように、過去の水害の事例という形でこれやっているのだけれども、それにしても余りにもエリアが極端に集中している部分があるので、全市的に条例でするかどうかのこのというのはいかなものかなという気はするのだけれども。だから、現在の福島市の過去の事例だけではどこかでアピールしておかなければならないのだけれども、それから広がっていない部分もあるので、私はそこまでいかなくとも、意識の啓発だけでいいと思うのだけれども。

(川又康彦委員) 多分平野なんかで宅地の開発する際にいろいろな雨水の貯留の対策についてみずからやっていくという部分なんかについて、条例という部分がいいのかというのはちょっと正直言ってますけれども、例えば協定という形とか、企業との市が本当に何らかのやりとりをしながらというのはあってもいいのかなという気はする。条例というのはどうかと私は思う。

(鈴木正実委員) まさに条例という全市的に網かけることではなくて、やっぱり開発地域における開発業者の個別的な対応を市のほうできちっと説明をしながら、なおかつ今言った話、平野の今度新しい住宅は貯留施設を1戸ずつ構えているというのは、実は都市計画審議会の中で話も出て、私のほうから、それは一遍に流れない仕組みも考えてもらいたいということで委員のほうからもやっぱり出たというのもあるのです。あげくの果てに調整池もつくれということを書いて、これが実現した形で1つになっている。あともう一つは、南沢又のダイユーエイトの西側、あそこに新たに120戸ぐらいの住宅できるのですけれども、あそこは地下水が浅くて、1メートル掘ると、もう水出てくるのです。だから、そういうような特殊な工事が必要なことなんていうのも個別的な対応でしかないと思うのです。だから、ここで開発申請来たときに、この地区はこういう地区で、さっき川又委員言ったみたいに、やっぱり個別的にこういう仕組みを持ってもらえないだろうかということは言うべきなのかな。だから、全体として網、条例でどうのというのはちょっと違うのかなという感じします。

(粟野啓二委員) 過去にもそれはどこでも地域の公益の開発のときに出ているわけね。それは、業者がどこまでやるかという問題なのだよ。条例があれば一番いいのだけれども、それはなかなか、今おっしゃるように、エリアが余りにも広いとあれなのだけれども、その辺を少し、努力目標とか何かでなく、ある程度何かここに、やってほしいのだという、ちょっとレベル高くしないと、やるかやらないかは別なわけだから、業者としては。基準は決まっているわけだから、国土交通省で開発基準は決まっているので、側溝とか何かはやるのだけれども、そういう部分はやらなくてもいいわけだ、逆に。

だから、その辺なのだよね、結局は。それが行政が主導権をどこまで握るかというのを何かいい言葉が、副委員長、昔仕事やっていたから、何かいい言葉ないかい。

(村山国子委員) 条例の意義というのは、やっぱり福島市を縛るということだと思うのです。福島市の役割を明確にすることで、やっぱりやること的前提になっていく、そういうことだと思うのです。網をかけるとかではなくて。その条例の意味というのはそういうことかなというふうに思います。

(大平洋人委員長) 流れる的にいうと、条例よりも開発においては、例えば市が一定の指標を示すとか、行政指導と言うのか、ちょっとあれですけども、指導というか、行政指導と言うとまた強くなってしまうから、また違うのかな。言い方が違うのかな。表現がちょっと私も思いつかないけれども、何とかイメージは皆さんもご理解いただけると。そういったものを取り入れれば、条例はちょっと難しいのかなという感じなので、そういうのではなくて、市がもうちょっと主体的に言うと、開発業者に対して、もしくは個人でつくるにあたって、視察に行ってきたように、浸水対策を施すとかいうことをきちっと伝えると、開発する方に対して、そういったものを文言に取り入れることができればいいのかなという皆様のイメージなのかなんていうふうには私も思ったのですが、いかがでしょうか。

(村山国子委員) 条例があることで、それがバックボーンになって、市もそういうことができるというのもあるのかなと、やっぱり市の役割、市を縛るというか、それにつながっていくのかなと、大きく見れば、そういうことかなと私は思っていました。

(大平洋人委員長) 今言った議論の中のイメージでいくと、そういう、むしろ条例ではなくて……

(梅津一匡委員) 何で俺らが提言するかというと、市が動いていないから、提言するわけであって、それに対して縛りをつけるという以前のこの状況だと思うのです、今の現状って。これは、ちょっと今回の提言とはまた別になってしまうかもしれないですけども、言い続けていくことしかないのかなと思います、我々議員が。もう少し意識が、ちゃんと対応とかが進んできた段階で、そこでまたそのときの議員の方たちが、条例をつくれとか、そういうふうに求めていくような、だんだんステップアップしていったほうがいいのかと思うのです。今の段階で条例つくっても、多分理念条例みたいな感じで、何の縛りもかからない、ふわっとしたものになってしまうのではないのかなと思うので、当然市内の広域的な部分で考えれば、祓川の上流部分のほうでも当然やってもらいたいわけですから、そっちで水害が起きていなくても下流では起きるわけであって、そういう意味では将来的には必要になるのかもしれないのですけれども、現段階ではちょっと厳しいのかなと思うのです、正直なところ。温度差が出てしまうと、そうするとどうしても、市としても、そこだけに特化しているものなのだというふうにはしか認識しないと思うので、それではちょっと条例の意味にはならないのかなと思ってしまったのだよね。行く行くはそういうのは必要になると思うのです。

(粟野啓二委員) 金沢の治水対策の推進に関する条例というのは、今副委員長おっしゃるように、それまでの背景があってできた部分が読み取れるのです、これ。昭和43年度からいろんなことをやっているわけだ。開発行為のためのやつとか。その辺がまだ福島市にはそこまでなっていないような気が

するので、だんだん宅地化が出てくると、やっぱりそれは必要だといえ、少しその辺が皆さん意見が同じようにならないとだめだなと。これもかなり、金沢の今のこれ条例を見ても、時間かかっているというのは間違いないです。だから、今はまだ時期尚早かもしれない。

(大平洋人委員長) それのスタートラインをつくってあげて、それを提言するというようなイメージなのでしょいかね。そんな形になってきたかなという感じがいたします。

そのほかございますでしょうか。大分いい意見が出てきているようでございますが、どうですか。全体を通して、(2)、(3)でも結構でございますので。ここが固まりますと、また作成に非常にエンジンがかかってくると思いますので。

(村山国子委員) ここが最後というわけではないのだよね。今、きょうが。

(大平洋人委員長) もちろん。それで、またさらにやりながらやっていきますから。あと、前段のほうは事実を積み上げていきますから、ここがやっぱり肝だと思っております。

(白川敏明委員) 市民への意識啓発ってあるでしょう。これって実際に今こういうことが起きているのだからということを入れないと、どこかに。例えば祓川あたりは、上流の人たちなんて、何で、ここでなくてもいいよと、洪水は下のほうでなっているのだから、ちょっとそういうのを入れて、だからやるのだよみたいなことを。

(大平洋人委員長) 啓発のところの文言をちょっと、事例も含めてという感じですか。それを何かちょっと加えたほうが良いというような感じですかね。意識啓発と認識ですかね。認識がないわけですからね。認識はしていただくと、していただく取り組みみたいな、そんなことでしょうかね。

(粟野啓二委員) 今白川さんの意見でもあったのだけれども、結局教育部分で学生の、子供たちへの水害意識醸成のための云々というの、これもやっぱり経験者の語り部みたいなのがないと、こういうことが起きたのだよという部分でやらないと、もう今さら動画つくってどうのこうのというのは難しいので、というか、あとは一つのそういう報告書をつくるかどうか、でないともう徐々にそれが経験者がいなくなってくるわけだ、どんどん、どんどんおくれればおくれるほど。祓川は現在進行形の部分はあるかもしれないけれども、同じようなことをやらないと、これだけの災害あったのだよというのはどこかでこれは、子供たちのだけでなく、一般の市民に対してだってこれはやらないと、それはエリアが云々というのはそのにつながってくるのかなというふうに思うのだけれども。

(梅津一匡委員) これはここに入れようがない。調査していないから、語り部は。

(大平洋人委員長) お気持ちはわかります。まさにそのとおりで思うのですが、提言にあたっては、我々の所管の問題もちょっとあるので、教育になってきてしまうと、建設水道という考え方でいきますと、ここは触れるくらいしかちょっとできないかなという。

(粟野啓二委員) 水害意識の云々というのはね。

(大平洋人委員長) その程度ということで、思うのですが、どうですか。

(梅津一匡委員) 担当課、河川課でできる範囲でという部分だと、ちょっとぎりぎりの攻防なのです

けれども、ここも。

(大平洋人委員長) でも、言葉としては欲しいのではないかなということなので、やはりここは余り触れない、この言葉だけをできれば残せたらという気持ちがちょっとあるのですが、それはいかがですか。

(粟野啓二委員) 河川課ではできないことはないでしょう。水害のやつを報告書みたいにまとめるとするのは。

(梅津一匡委員) それは可能。ただ、それを教育現場で活用するかはちょっと教育サイドになってしまうので……

(粟野啓二委員) もちろん。それは、一応読本としてつくっておくという部分だけであって。

(大平洋人委員長) ですから、そういう点では、さらっと触れるということでもいいですか。

(粟野啓二委員) 了解。

(大平洋人委員長) 申しわけないのですが、ちょっと難しいかなというのが我々ちょっと悩んだところでありましたので。

そのほかございますか。いただきまして、私どももよかったなというふうに思っております。次の段階に進むにあたりまして。

さて、いかがでしょうか。

(川又康彦委員) これも視察を踏まえて、高槻のほうですか、皆さんからもご意見の中で出たので、土のうステーション、ある程度自由に土のうをやりとりできるというのが結構いいのではないかなという話が出てきたと思うのですけれども、そういったものを、今はなかなか場所が限られていて、とりに行くのが難しいという部分、土のうステーション、もちろん便利な部分もあるのですけれども、それをやることで市民への意識啓発というか、そういったところにもつながるものとして役立てられないかなという気がしたので、その辺、その中に盛り込むことというのはできないかなとは思ったのですけれども。

(梅津一匡委員) 土のうステーション入れたいのだけれども、土のうステーション、高槻の聞き取りの中で出たのが、あれが町内会長さんからここに置いてほしいというようなボトムアップでやっていたから、行政でここに置きたいというやり方ではないから、ちょっとそれは調査の経過の中で、例えば高槻市では土のうステーションという取り組みをやっていて、町内会長さんから話があったら置くような制度もあるとか、そういう形で、意識がみんな高いのだよというようなところでの紹介くらいはいけるかもしれないのですけれども、行政主導でこれやれというのはちょっときついかないかと思ったので、そこでちょっと正副で話したところだったのです。

(鈴木正実委員) 今の土のうの関係は、川又委員もご存じのとおり、飯坂支所とか、支所単位で袋と砂があって、要望あると運んでくれたり、あるいは自分で持っていってくれという部分があるわけね。だから、それをきちっとシステム的にもうちょっとアピールして、土のうはこういう形で福島市の場

合は対応していますよ、高槻市はこういうことだったけれどもという、それと比例しながら出していったら、それをより強力にアピールしていくべきだとかというふうな話に持って行って、解決していったほうがいいのかないかなという気がします。

(大平洋人委員長) 今鈴木委員のお話のように、知らない市民の人ってやっぱり多くて、もうどうしようもなく、議員に連絡来るみたいな、どうしたらいいのだいといったら、えっ、支所でやってくれるのなんていう話がやっぱり多いのですね。多いと言いつつも、めったにないので、やっぱりそういうふうになってしまうのでしょうかけれども、だからやっぱり市民にどう理解させていくかということ。

(鈴木正実委員) そういうものが1つ方向づけできちっとこういうふう管理されているとかということ、1回市のほうでやるべき、示すべきかなという、そのところなのです。

(大平洋人委員長) ということは、土のうに関して今どうやっているかという部分、行政としてもということ、視察の中での土のうステーションというのはいいい取り組みだということ、そういうのをその中に入れる。結論の、いわゆる提言の中ではなくて、経過の中で、そういう取り組みをしている。本市においても支所単位では今対応していますよというのを入れればいいことかなという感じですね。では、今の件についてはちょっと事実の中で、視察のところの話ということで盛り込んで、後々入れていくということにしましょう。

そのほか、提言関係ではございますか。

(栗野啓二委員) これで網羅されているのではない。

(大平洋人委員長) そうですね。本当に非常に入れていただいたのではないかなという私も気がいたします。それでは議論もたくさんご意見もいただいたようでございますので、それではこれまで開陳いただきました意見をまた正副の手元で改めて整理をさせていただくということによろしいですか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(大平洋人委員長) では、また次回の委員会におきましては、まとめました内容をまた皆様にごらんいただきまして、お示しをさせて、考えていきたいということによろしいですか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(大平洋人委員長) 本日の意見、皆さんからのご意見や委員長報告の他の部分の記載により、きょうお示しいたしました表現を調整させていただくという場合がございますことを、よろしくお願ひします。

では、そういうことによろしいでしょうか、改めて。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(大平洋人委員長) では、異議なしということで、ではそのようにさせていただきたいと思います。本当にありがとうございました。

では次に、その他を議題といたします。

委員の皆さんから何かございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(大平洋人委員長) では、なければ、次回の委員会でございます。年が明けまして1月の17日木曜日の朝10時からということで、いつもの908で開催いたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、以上で本日の建設水道常任委員会を閉会といたします。

午前10時42分 散 会

建設水道常任委員長 大 平 洋 人